

情報提供

那医発第72号
令和4年5月16日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋
副 会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「労災・自賠責保険関係通知文の送付について」が届きましたので情報提供します。
つきましては、当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

那医発第188号（F）
令和4年5月11日

地区医師会労災・自賠責保険担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 玉城 研太郎

（労災・自賠責保険担当理事）

労災・自賠責保険関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、労災保険情報センター（RIC）が実施する「長期運転資金貸付事業」について、契約医療機関に対する借入れ申し込みの案内となります。

本通知②は、日本医師会令和2・3年度労災・自賠責委員会の報告書が作成され、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）より確認ができることから、医師会活動等において活用いただきたい旨の周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関へ、周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、当文書は本会文書映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

記

①（公財）労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

（令和4年4月19日 日医発第213号（保険））

②令和2・3年度 労災・自賠責委員会報告書のご送付について

（令和4年4月26日 日医発第272号（保険））

沖縄県医師会業務1課：野波、平木、徳村

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：gl@okinawa.med.or.jp



10

日医発第 213 号 (保険)

令和 4 年 4 月 1 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男

(公印省略)

(公財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

(公財) 労災保険情報センター (R I C) の事業である「長期運転資金貸付金貸付事業」について、2022年度におきましても、下記の内容により実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

昨年度と同様に、現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、R I C 労災医療部へお問い合わせの上、期日までに繰上償還されると借入れ申込みが可能となります。(ただし、貸付原資枠を超えた申込みがあった場合は、規定により抽選の上、貸付対象者を決定します。)

また、各契約医療機関 (借入れ申込対象の医療機関) に対しましては、別添の「《令和 4 年度》長期運転資金貸付のお知らせ」等により、R I C から直接ご案内していることを申し添えます。

記

[長期運転資金貸付金貸付事業 概要]

1. 貸付申込対象者

R I C と労災診療補償保険支援 (互助) 契約締結後 1 年以上経過している契約者 (2022 年 4 月以前の契約) で、かつ、援護事業による労災診療費の請求の実績を有する医療機関 (現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、4 月 22 日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる)

2. 貸付資金の用途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

2022 年 4 月 25 日 (月) ~ 同年 6 月 10 日 (金)

(2) 借入申込先

R I C 労災医療部 (「借入申込書」は、添付資料 2 に融様式第 1 号として掲載)

(3) 貸付金振込日

第1回目 2022年 7月25日(月)

第2回目 2022年11月25日(金)

(借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択)

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間(2021年5月から2022年4月)において、労災診療費として請求した額の80%の5倍を限度(ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円とする)

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率(7月1日または11月1日現在)から1.0%を減じた利率(固定金利)(ただし、利率の下限は0.5%)

※2022年度貸付利率は現時点で0.5%を予定

6. 貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内(ただし、必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることが可能(この場合、据置期間は返済期間に含まれる))

(2) 返済方法

・元利均等方式により、毎月の援護貸付金貸付契約を締結している場合は、診療費立替払額から控除

・診療費立替払額が当該月の返済額に満たない場合は、その差額は別に振り込みによる返済(翌月の15日までに銀行振込等で返済)

7. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額(元金)に対し、年10%の割合(365日の日割計算)の延滞損害金を徴収

8. 保証人等

保証人、担保は不要

[添付資料]

1. 令和4年度 長期運転資金貸付の実施について

(令4.4.1 労保情発第1号 公益財団法人 労災保険情報センター理事長)

2. 《令和4年度》長期運転資金貸付のお知らせ

(公益財団法人 労災保険情報センター)

労保情発第1号
令和4年4月1日

公益社団法人 日本医師会
会長 中川 俊男 殿

公益財団法人 労災保険情報センター
理事長 山口 直人

令和4年度長期運転資金貸付の実施について

春暖の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記につきまして、本年も別添「令和4年度 長期運転資金貸付のお知らせ」のとおりに長期運転資金の貸付を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、同「お知らせ」を当財団から労災診療補償保険支援（互助）契約医療機関あて送付することとしておりますので、ご了知くださいますようお願い申し上げます。

長期運転資金貸付のお知らせ

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

1 貸付対象者*

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和4年5月1日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

（現在当事業から貸付を受けている場合は、4月22日（金）までの完済が申込条件となります。4月8日（金）までにRIC労災医療部へお問い合わせ下さい。

2 資金の使途*

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

3 貸付額*

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

（貸付額は、借入申込月の前1年間（令和3年5月～令和4年4月）に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。

4 貸付利率*

貸付利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の7月1日又は11月1日現在の貸付金利率（年利）から1.0%を減じた固定金利とします。
ただし、利率の下限は、0.5%です。

（今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。
7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。）

5 償還期間*

貸付金の償還期間は5年以内とします。

（返済に当たって、6か月以内の据置期間を設けることができます。
据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。）

6 貸付の決定*

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。
なお、貸付の決定結果は6月末を目途に郵送にてお知らせします。

7 貸付契約の締結*

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」と「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。
（※保証人・担保は必要ありません。）

8 貸付金振込日*

借入申込時に、どちらかの振込日を選択してください。

7月貸付	令和4年 <u>7月25日</u> (月)
11月貸付	令和4年 <u>11月25日</u> (金)

9 貸付金の返済*

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

（貸付利率を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。）

10 延滞損害金*

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

11 借入申込期間・申込方法*

令和4年4月25日（月）から同年6月10日（金）（必着）までに、裏面の「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

※11月貸付を希望した場合も、借入申込期間は上記と同様です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和4年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5521

長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の用途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 4 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)
7月 ・ 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号



日医発第 272 号 (保険)
令和 4 年 4 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

令和 2・3 年度 労災・自賠責委員会報告書のご送付について

本年 2 月 18 日、本会労災・自賠責委員会 (茂松委員長) より本職に対して答申書が提出されました。

つきましては、ご参考までに本報告書を 1 部お送りいたしますので、ご査収の程よろしく
お願い申し上げます。

本報告書につきましては、本会ホームページ (メンバーズルーム・委員会と報告書) に掲載しておりますので、貴会医師会活動等においてご活用いただきますようお願い申し上げます。

できるだけ多くの関係会員の先生方にご周知いただくとともに、貴会における委員会、研修会等の機会には、ご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

(添付資料)

・令和 2・3 年度 労災・自賠責委員会報告書